

KDB データ等の授受に関する覚書 (案)

東京大学高齢社会総合研究機構（以下「甲」という。）と柏市（以下「乙」という。）は、柏の葉スマートシティの連携協力に関する協定書第5条第2項に基づき、乙が令和3年●月●日付け柏企経第●●号で提供する KDB 等データの利用にあたり、以下のとおり、覚書を締結する。

（情報の提供）

第1条 乙が提供するデータは、柏市個人情報保護条例第2条第2項の個人情報に該当しないデータ（匿名化処理を実施したもの）とする。乙は、研究データを記録した磁気媒体を情報の漏洩リスク対策を十分に講じたうえで甲に提供する。

（秘密保持義務）

第2条 甲は、乙より提供を受けた KDB 等データ（以下「データ」という）を AI 技術を使ったフレイル予防の可能性検証（以下「本事業」という。）以外の事業に用いてはならない。甲は、データを複製、改ざん、第三者へ開示、提供又は漏洩してはならない。本項の規定は、本覚書の有効期限が終了した後、又は解除された後においても同様とする。

（管理）

第3条 甲は、データの適切な管理のために、以下の必要な措置等を講じなければならない。また乙に対して、データの提供を受ける前及び受けた後に下記の(1)～(6)の各項目について説明を行い、承諾を得ることとする。

- (1) データ使用者の責任と権限を明確に定め、各々の安全管理に関する規定や手順書に基づき、その実施状況を日常の点検等によって確認・記録するなど組織的安全対策をしなければならない。
- (2) データを格納する情報端末、使用場所、機器・装置・情報媒体等の盗難や紛失も含めた物理的安全対策をしなければならない。
- (3) データ使用者の識別、認証やデータを格納・分析する PC のネットワークからの分離を行うなど技術的安全対策をしなければならない。
- (4) 指定した使用場所から、データやデータを格納した情報機器の持ち出しを行ってはならない。
- (5) 授受したデータは、速やかに安全が確保された環境に移動すること。
- (6) 上記に以外に必要な事項については、乙と協議の上、取り扱うこととする。

（本事業の成果の公表）

第4条 甲は、本事業の成果を公表する際は、公表する内容等について、乙に対して事前に協議するものとする。

2 甲は、個人が識別される又は識別される可能性がある本事業の成果は公表してはならない。

（有効期間）

第5条 本覚書は、柏の葉スマートシティの連携協力に関する協定書が継続される期間は、有効に存続するものとする。

(廃棄)

第6条 甲は、本事業終了後、研究データを判読・再生不可能な状態にした上で廃棄する。ただし、乙から、別途、指示がある場合にはこれに従うものとする。

(事故の報告)

第7条 甲は、この覚書に違反する事態が生じた場合、速やかに状況を調査するとともに、乙に報告し、乙の指示に従うものとする。本項の規定は、本覚書の有効期間が狩猟した後、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第8条 甲は、本覚書に違反し、甲の責により生じた損害に関して、乙に現実に生じた通常の直接損害に賠償責任を負うものとする。

(協議)

第9条 本覚書について疑義が生じた場合の措置、又は本覚書で定めのない事項については甲乙間で協議の上、決定するものとする。

本覚書締結の証として、本覚書を2通を作成し、甲乙それぞれ記名、押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年11月 日

東京都文京区本郷七丁目3番1号

甲 東京大学高齢社会総合研究機構
機構長 飯 島 勝 矢

千葉県柏市柏五丁目10番1号

乙 柏市
市長 秋 山 浩 保